

伊奈町「週休2日制適用工事」のフロー

工事設計前

週休2日制適用工事は、原則全ての工事を対象として実施する
(対象外事由に該当する場合は、適用除外とする)

発注者指定型・受注者希望型を選択
※基本は発注者指定型

週休2日制適用工事とする場合

週休2日制適用工事としない場合

(対象外事由)

- ・竣工時期や現場条件(出水期、交通規制等)に制約が大きい工事
- ・単価請負契約工事や緊急を要する工事
- ・対象期間(現場着手日から現場完了日)が1週間未満の工事
など

通常の工事として発注

工事設計

発注者指定型

受注者希望型

当初の設計金額において、経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行う

休日形態	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費	現場管理費
4週8休以上	1.05	1.04	1.04	1.06

工事発注(告示)

(入札公告等)

入札公告等に、以下の文言を記載
本工事は、伊奈町「週休2日制適用工事(発注者指定型)」の試行対象工事である。

(入札公告等)

入札公告等に、以下の文言を記載
本工事は、伊奈町「週休2日制適用工事(受注者希望型)」の試行対象工事である。

契約

受注者は契約締結後速やかに、週休2日制工事の実施の意向について、工事記録により監督員と協議を行い、実施の有無を決定する。

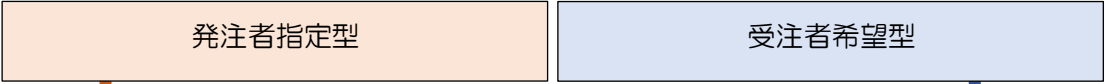
実施する

実施しない

以降のフローへ

以降の提出不要
※適宜変更契約

現場施工着手日までに4週間(28日分)を単位とした休日取得計画書(第1号様式)を、発注者へ提出する。



現場着手

翌 4 週分の休日取得計画書（第 1 号様式）を発注者へ提出する。（計画書初日の 7 日前までに提出）

前 4 週分の休日取得実績書（第 2 号様式）を発注者へ提出する。（4 週の末日から 7 日以内に提出）

※現場施工完了日まで繰り返し

現場施工完了（後片付けの期間は除く）

達成状況の確認・経費の補正を行うため、対象期間全ての休日取得実績書及び休日取得実績書【集計表】（第 3 号様式）を発注者へ提出する。（現場施工完了日以降 3 日以内に提出）

（発注者指定型）
 対象期間全体における現場閉所（週休 2 日）の達成状況が 4 週 8 休に満たない場合（現場閉所率 28.5%未満）
 当初の設計金額において補正した経費分を減額契約変更

発注者指定型	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費	現場管理費
未達成	1.00	1.00	1.00	1.00

（受注者希望型）
 対象期間全体における現場閉所（週休 2 日）の達成状況に応じ、以下の経費率により、当初の設計金額において補正していた経費分を減額契約変更（4 週 8 休を達成していた場合、変更は生じない）

休日形態	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費	現場管理費
4 週 8 休	1.05	1.04	1.04	1.06
4 週 7 休相当	1.03	1.03	1.03	1.04
4 週 6 休相当	1.01	1.01	1.02	1.03
未達成	1.00	1.00	1.00	1.00

工事完成

必要に応じ、受注者へアンケートを実施（工事完成通知日の翌日から 14 日以内）する。